

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるときは、その翌日)

目次

- ◆告 示 林業種苗法による生産事業者の登録
土地改良事業計画の適否の決定(十一件)
土地改良事業の認可(四件)
土地改良事業計画の変更の適否の決定
道路の区域の変更
- ◆公完規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則
- ◆公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第二百一十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 巳次

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業の住所	生産事業の内容	事業名称	事業所の所在地
百八十一	下田 義夫	八頭郡 河原町山上	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の養成	下田 苗畑	八頭郡 河原町山上
百八十二	寺谷 正登	智頭町芦津	"	寺谷 苗畑	" 智頭町芦津
百八十三	河本亀美男	東伯郡 三朝町穴鴨	"	河本亀美男 苗畑	東伯郡 三朝町穴鴨
百八十四	木地山生産 組合 森長理事 小椋光治	木地山	"	木地山生産 組合 森長理事 畑	" 木地山

鳥取県告示第二百一十二号

昭和四十八年十月十七日付で鳥取市から申請のあった土地改良(金沢地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十三号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（滝山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十四号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（国安地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十五号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(大畑地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十六号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(邑美

地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十七号

昭和四十九年二月十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(越路地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十八号

昭和四十九年二月十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（岩坪地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十九号

昭和四十八年十月十一日付けで国府町から申請のあつた土地改良（中河原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十号

昭和四十八年十月十一日付けで国府町から申請のあつた土地改良（中河

原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十一号

昭和四十八年十月十一日付けで国府町から申請のあつた土地改良(楠城地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

昭和四十九年一月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(今市地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

河原町から申請のあつた町営土地改良(釜口地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一项の規定に基づき、昭和四十八年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良(袋河原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一项の規定に基づき、昭和四十九年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

名和町から申請のあつた町営土地改良(木原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十一项の規定に基づき、昭和四十九年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(林ヶ原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一项の規定に基づき、昭和四十九年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十七号

昭和四十八年十月三十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(津ノ井地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	変更前	区	間	敷地の幅員メートル	延長メートル
-------	-----	-----	---	---	-----------	--------

県道 清谷北条線	変更前	倉吉市清谷字与三治六四二番の六の先から同市大塚字中屋敷一三五番の先まで	二・三 六・二	一、〇五〇	二・三 六・二	三、三六六
	変更後	倉吉市清谷字与三治六四二番の六の先から同市大塚字中屋敷一三五番の先まで				

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県公安委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第一号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中 まあじやん 一卓一荘につき 三百円以下	を	まあじやん 一人一時 百円以下
----------------------------------	---	-----------------------

間につき
に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年四月四日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市行徳い四五七番地 井 上 寿 幸

鳥取市行徳二五二番地 藤 田 はる子

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】